

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	伊勢保健衛生専門学校
設置者名	学校法人伊勢学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜一通信	65 単位	9 単位	
	歯科衛生学科	夜一通信	60 単位	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生・教員・外部講師へ配布及び希望者に対しては閲覧（オープンキャンパス等、随時）

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)
—

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	伊勢保健衛生専門学校
設置者名	学校法人伊勢学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

伊勢学園ホームページに掲載 http://www.isegakuen.ac.jp
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元 幼稚園園長	令和7年6月6日 定時評議員会終 結の時	経営 学校（園）運営に関する 知識
		～	
非常勤	現 会社会長	令和11年度最初 の定時評議員会 終結の時まで	法経営 企業経営に関する知識
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	伊勢保健衛生専門学校
設置者名	学校法人伊勢学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>○毎年7月に運営会議を持ち、授業進度の変更や授業内容の一部組み換え等を検討し、次年度の授業計画を策定している。</p> <p>○授業計画の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開講時期 ・ 担当教員 ・ 成績評価の方法 ・ 講義内容、授業形態 <p>○学生が計画的に学習できるよう、初回講義時(4月)に、授業の到達目標(学修成果)及び授業の進度に即した各回の具体的な学修内容を提示している。</p>																					
授業計画書の公表方法	学生・教員・外部講師へ配布及び希望者に対しては閲覧(オープンキャンパス等、随時)																				
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>○「伊勢保健衛生専門学校看護学科(歯科衛生学科)単位認定に関する規程」で、学科試験の実施方法、受験資格、単位認定及び臨地実習の単位認定等、教育課程の履修及び卒業について必要な事項を定めている。</p> <p>○この規程は、学則に基づき定めているものであり、学生・教員に周知されている。</p> <p>○評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終講試験、小テスト、課題、レポート課題、実習記録等について、学生が計画的に取り組めるよう、試験実施時期、提出期限・方法について、学生に充分周知している。 <p>○評価基準(単位認定に関する規程第7条)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 評価 A (優)</td> <td>評価点</td> <td>80~100</td> <td>評定</td> <td>修得</td> </tr> <tr> <td>・ 評価 B (良)</td> <td>評価点</td> <td>70~79</td> <td>評定</td> <td>修得</td> </tr> <tr> <td>・ 評価 C (可)</td> <td>評価点</td> <td>60~69</td> <td>評定</td> <td>修得</td> </tr> <tr> <td>・ 評価 D (不可)</td> <td>評価点</td> <td>60未満</td> <td>評定</td> <td>未修得</td> </tr> </table>		・ 評価 A (優)	評価点	80~100	評定	修得	・ 評価 B (良)	評価点	70~79	評定	修得	・ 評価 C (可)	評価点	60~69	評定	修得	・ 評価 D (不可)	評価点	60未満	評定	未修得
・ 評価 A (優)	評価点	80~100	評定	修得																	
・ 評価 B (良)	評価点	70~79	評定	修得																	
・ 評価 C (可)	評価点	60~69	評定	修得																	
・ 評価 D (不可)	評価点	60未満	評定	未修得																	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>○授業科目ごとの成績評価を点数化し、平均点を算出する。</p> <p>○全授業科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、成績の分布状況を作成する。</p> <p>○上記2項目を学生に示すことにより、各学生に自分の成績上の位置を確認させている。</p> <p>[成績分布を示す指標の数値] ~50点未満、50点以上60点未満、60点以上70点未満、70点以上80点未満、80点以上90点未満、90点以上100点</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	教務員室に備えつけ、希望者は閲覧可能
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>○伊勢保健衛生専門学校学則第11条で、「進級及び卒業の認定は、学業成績について評定のうえ、教務委員会の議を経て学校長が行う」と定めている。</p> <p>○同条第2項で、看護学科の卒業に必要な単位数を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎分野13単位、専門基礎分野21単位、専門分野I13単位、専門分野II38単位、統合分野12単位、計97単位 <p>(・令和4年度入学生から適用の新カリキュラムでは、基礎分野14単位、専門基礎分野22単位、専門分野67単位、計103単位)</p> <p>○同条第3項で、歯科衛生学科の卒業に必要な単位数を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎分野10単位、専門基礎分野22単位、専門分野58単位、選択必修分野11単位、計101単位 ・歯科衛生学科では、卒業試験(33教科)を行い、全教科の成績の平均点が60点以上で、かつ上記の101単位を修得していることを卒業の基準としている。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学則で定めている。(学則は、希望者には随時閲覧可能な取り扱いをしている。)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	伊勢保健衛生専門学校
設置者名	学校法人伊勢学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学園ホームページ http://www.isegakuen.ac.jp
収支計算書又は損益計算書	学園ホームページ http://www.isegakuen.ac.jp
財産目録	学園ホームページ http://www.isegakuen.ac.jp
事業報告書	学園ホームページ http://www.isegakuen.ac.jp
監事による監査報告（書）	学園ホームページ http://www.isegakuen.ac.jp

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報（看護学科） *()内はR4年度入学生から適用の新カリキュラムの単位時間数

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	97単位 / 3000時間 (103単位/2975時間)	1965(1940) 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1035(1035) 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3000(2975)単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		105人	0人	10人	75人	85人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ○授業の開講時期、担当教員、講義内容、授業形態を示したシラバスを作成 ○初回講義時に、授業の到達目標及び授業の進度に即した各回の具体的な学修内容を提示
成績評価の基準・方法
（概要） ○「単位認定に関する規程」で、学科試験の実施方法、受験資格、単位認定及び臨地実習の単位認定等、教育課程の履修及び卒業について必要な事項を定めている。 ○評価方法 ・終講試験、小テスト、課題、レポート課題、実習記録等について、学生が計画的に取り組めるよう、試験実施時期、提出期限・方法について、学生に充分周知している。 ○評価基準（単位認定に関する規程第7条） ・評価 A 評価点 80～100 評定 修得 ・評価 B 評価点 70～79 評定 修得 ・評価 C 評価点 60～69 評定 修得 ・評価 D 評価点 60未満 評定 未修得

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業については、学則で定める必要単位数を習得していることを基準にして、卒業判定会議で決定する。進級については、各学年で履修する教科の単位修得状況を見て進級会議で判定する
学修支援等
(概要) 修得が不十分な学生に対しては補習授業を実施している。また、単位の修得が危ぶまれる場合は、保護者を交えた面談を行い、学習環境の整備を依頼している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	0人 (0%)	30人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 病院の特色を説明するとともに、地元への就職を勧めている。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
114人	9人	5.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更、学力不足、病気		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・本人及び保護者との面談 ・強化学習 ・心理テスト「hyper-QU」の実施を通じ、学生の不適応感を把握し精神的ケアを充実 ・必要に応じカウンセラーへの相談を勧めている。(概ね月に2回相談日を設けている。)		

①学科等の情報（歯科衛生学科）

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療	医療専門課程	歯科衛生学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼間	101 単位/ 2905 時間	1337 単位時間/単位	172 単位時間/単位	1364 単位時間/単位	32 単位時間/単位
			2905 単位時間/単位			

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人	73人	0人	4人	45人	49人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ○授業の開講時期、担当教員、講義内容、授業形態を示したシラバスを作成 ○初回講義時に、授業の到達目標及び授業の進度に即した各回の具体的な学修内容を提示
成績評価の基準・方法
（概要） ○「単位認定に関する規程」で、学科試験の実施方法、受験資格、単位認定及び臨地実習の単位認定等、教育課程の履修及び卒業について必要な事項を定めている。 ○評価方法 ・終講試験、小テスト、課題、レポート課題、実習記録等について、学生が計画的に取り組めるよう、試験実施時期、提出期限・方法について、学生に充分周知している。 ○評価基準（単位認定に関する規程第7条） ・評価 優 評価点 80～100 評定 修得 ・評価 良 評価点 70～79 評定 修得 ・評価 可 評価点 60～69 評定 修得 ・評価 不可 評価点 60未満 評定 未修得
卒業・進級の認定基準
（概要）卒業試験（33教科）において全教科の平均点が60点以上で、かつ学則で定める必要単位数を習得していることを基準にして、卒業判定会議で決定する。 進級については、各学年で履修する教科の単位修得状況を見て進級会議で判定する。
学修支援等
（概要） 修得が不十分な学生に対しては補習授業を実施している。また、単位の修得が危ぶまれる場合は、保護者を交えた面談を行い、学習環境の整備を依頼している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
20人 （100%）	人 （ %）	20人 （100%）	人 （ %）
（主な就職、業界等） 歯科診療所			
（就職指導内容） 学生と数回の面談を重ね、希望・意欲に沿う歯科診療所を紹介している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士国家試験受験資格、医療事務管理士資格、介護職員初任者研修			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
74人	2人	2.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更・体調不良・子育て		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・本人及び保護者との面談 ・必要に応じカウンセラーへの相談を勧めている。(概ね月に2回相談日を設けている。)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	施設設備費 (年間)	実習費 (年間)	備考 (任意記載事項)
看護学科	150,000円	480,000円	100,000円	200,000円	
歯科衛生 学科	150,000円	550,000円	(入学時:教育充 実費) 100,000円	200,000円	
修学支援 (任意記載事項)					

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.isegakuen.ac.jp/isehoken		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制含む) 学校経営、教育課程・教育活動、入学・卒業対策、学生生活支援、管理運営・財政、施設・設備、教職員育成等に関する毎年度の学校評価(自己評価)について、学校関係者評価委員から意見をいただき、自己評価の客観性・透明性を高める。 学校関係者評価委員会については、企業・業界団体関係者、教育関係有識者、保護者、卒業生など4名以内の委員で構成し、自己評価終了後、概ね2か月以内に開催する。また、その結果を、ホームページで公表するとともに、「伊勢保健衛生専門学校教務委員会」で共有し、学校運営の改善に繋げていく。		
学校関係者評価の委員		
所 属	任 期	種 別
(看護学科)		
元 病院看護部長	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	企業・業界関係有識者
病院事業部調整監	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	企業・業界関係有識者
(歯科衛生学科)		
地区歯科医師会長	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	企業・業界団体関係者
病院事業部調整監	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	企業・業界関係有識者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.isegakuen.ac.jp/isehoken
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(公表URLアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.isegakuen.ac.jp/isehoken

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H124320385038
学校名 (〇〇大学 等)	伊勢保健衛生専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人伊勢学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		18人	19人	20人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。